

特集2 / 環境制約・人口減少下のコミュニティ形成に向けて

出生時における人的・経済的資源格差の検討

千葉大学法経学部准教授

大石 亜希子

千葉大学法経学部の大石と申します。概念的なお話が続いた後ですが、私の報告は実証分析に基づくものになっております。今日の報告の中では異色かと思えますが、広い意味では先ほど小川先生も説明なさいましたような「ソーシャル・クオリティ」に関連する内容になると考えております。ここではまず問題意識、つぎにどのようなデータを使って、どのような分析をしていたのかということについて説明し、最後に分析結果を報告したいと思えます。

皆さんも最近はその子どもの貧困についての多くの情報に接しておられると思います。厚生労働省が11月によく発表したデータによりますと、日本の子どもの貧困率は2006年時点で14.2%であったそうです。OECD30カ国中では低い方から19番目です。OECD平均の子どもの貧困率が12%前後ですから、日本はそれよりも2%ポイントほど高いことになりました。日本の特徴として、90年代後半から2000年代前半にかけての子どもの貧困率の上昇幅が大きいたということが言えます。厚生労働省が発表したデータのほかに、研究者ベースでは以前から子どもの貧困率の測定を行っておりまして、概ね同じような傾向が見られています。

ところで日本人は貧困の原因についてどのように考えているのでしょうか。興味深いデータとして、世界価値観調査 (World Values Survey) というものがあります。この中では人々が貧困の原因についてどのように考えているのかを3つの選択肢から選ぶようになっております。ひとつめは本人の怠惰や意志の

弱さに由来するという考え方。もうひとつは社会が不正だからという考え方の3つ目は「分らない」というものです。日本は3つの回答がほぼ同じ程度の割合を占めております。これがアジア諸国、たとえばフィリピンや中国、韓国などでですと、本人に原因があるという考え方がかなり強く、アメリカなどでもそうした傾向が見られます。

一方、フィンランドやスウェーデンなどいわゆる福祉国家と言われている国、しかも貧困率や所得格差が小さい国では、社会のせいであるという考え方が多数意見を占めています。さらにロシアやメキシコのように社会秩序の不安が大きい国でも、貧困の原因は社会のせいだという考え方が多くみられます。

これらの国と比較して、日本のように意見が三分されている国では、どのような再分配政策を行うのかということについて国民的な合意を得るのが難しい状況にあると考えられます。どのような施策をとっても、半数以上の国民から支持を得られないということになるからです。

しかし、子どもの貧困についてはどう考えるべきでしょうか。成人後の貧困については、その人の過去の生き方や選択というものの結果という側面が含まれることは否定できません。でも、子どもは親を選んで生まれるわけにはいかないのですから、その子どもの貧困については本人の責任に帰することはできないはずで、そのような考えが私の問題意識としてあります。

最近、子どもの貧困が注目されるようになってきましたが、その多くは18歳未満の児童全体を対象としています。ところで、そもそも生まれた時点で子ども同士の間どの程度の格差があるのでしょうか。これについては、日本ではほとんど明らかになっていません。つまり、子どもの貧困率が上がっているといっても、どのような家庭に子どもが生まれているのかといった実態はあまり知られていないのです。このことがこの研究に着手した動機となっています。

幼少時の経済的あるいは文化的な環境、言ってみればどのような家庭に生まれたかということが、成長後のアウトカムにさまざまな影響を及ぼしているということについては、内外でたくさん研究蓄積があります。それならば、人

生のスタート時点に立ち戻って、どのような格差があるのかということを検討してみることにも、意義があらうと考えられます。

分析の方法ですが、二つのアプローチを取っています。ひとつは複数年の大規模調査を使用して、その年に生まれた子ども達の経済資源の格差を、所得つまりフローとしての所得とストックとしての資産の二つの面から把握するというアプローチです。二つ目は、懐古的なデータから出生時点の状況を類推するというアプローチです。

まず、使用するデータのひとつめなのですが、これは総務省統計局が5年に1回実施している「全国消費実態調査」という大規模な統計データの個票を使っています。1994年以前のデータが提供されていなかったため、1994年、99年、2004年という10年間の動きを見えています。分析対象は、二人以上世帯の中で、調査時点で0歳児もしくは1歳児のいる世帯です。こうした条件に合致する世帯を抽出して、世帯間での所得や資産格差の実態を検討しています。

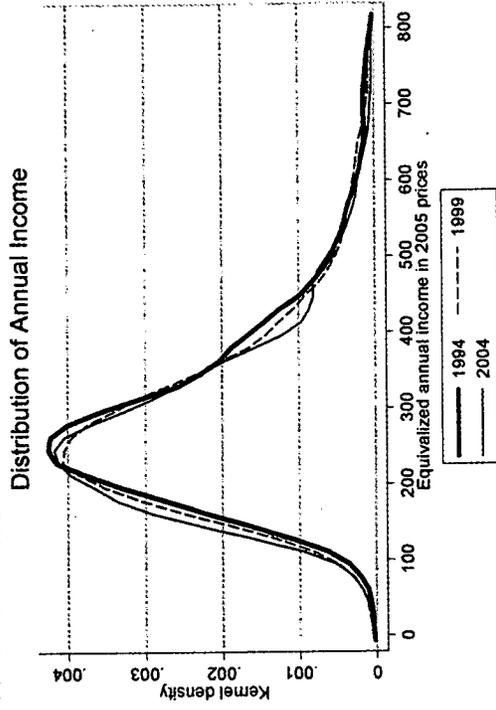
なお、注意していただきたいのは、私が所得格差を把握する時に使っているのは年間収入のデータであるという点です。貧困率や所得格差を国際比較の際には、通常は税や社会保険料を除いた後の可処分所得を使用しますが、残念ながらこの「全国消費実態調査」で可処分所得を年間ベースで計算するのは難しかったので、税や社会保険料控除前の年間収入で見えています。資産についてはその調査年の9月あるいは11月末時点での資産残高を対象としています。以上の点を注意していただければと思います。

格差指標を計算するにあたっては、世帯人員数の調整を行っています。一人収入500万円の場合と二人収入500万円の場合とは、生活水準というのには違いがあります。したがって、所得や資産を見る場合に世帯人員数の影響を調整しなければいけません。ここでは等価尺度として世帯人員数の平方根を使用して世帯収入や世帯の資産額を調整しています。これは国際的にみてもスタンダードな調整方法のひとつとなっています。

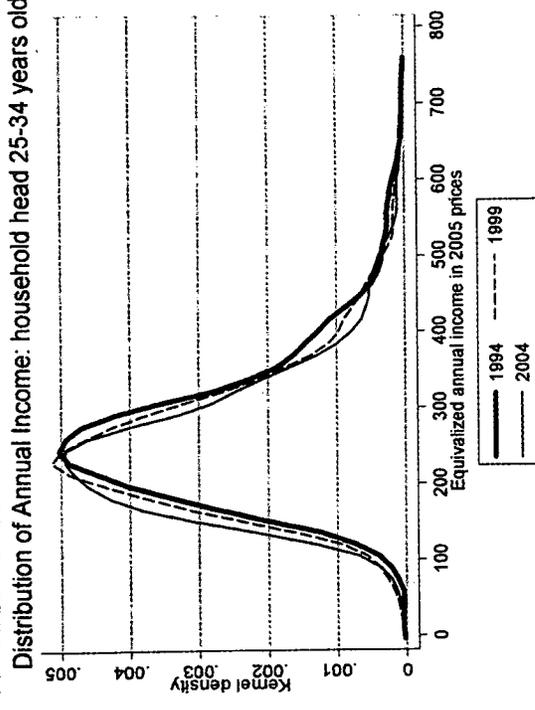
また、年次間での比較を行いますので、金額はすべて消費者物価指数で

図1 年間収入の分布

(1) 0歳児・1歳児のいる世帯全体



(2) 0歳児・1歳児のいる世帯のうち世帯主年齢が25-34歳の世帯



(出所) 大石 (2009)

2005年価格に直しています。不平等指標については三つを使用しています。まずパーセントイル比、これは所得あるいは資産の分位で見まして、50パーセントイルと90パーセントイル値との比、あるいは50パーセントイルと10パーセントイルとの比を取っております。50パーセントイルという中位数になるのですが、中位から見て上方や下方にどれだけ隔たっているのかというのを示すのがパーセントイル比です。二つ目はよく使われているジニ係数です。三つ目は対数標準偏差という非常にシンプルな指標です。

まず、年間収入格差の動向です。0歳児、1歳児のいる世帯全部についてと、世帯主の年齢をコントロールするために、25～34歳という、0～1歳児が一番いそうな年齢層の親の世帯に絞った結果の2つで検討してみましよう。世帯主年齢を限定しない場合、1994年から2004年にかけてジニ係数は若干低下していますが、パーセントイル比は格差拡大の方向を示しています。

世帯主年齢を25～34歳世帯に限定してみると、50パーセントイルと10パーセントイル比は上昇しています。つまり中位と下位の間の格差が拡大しているということになります。一方、90パーセントイル値と50パーセントイル値の比はあまり変化がありません。つまり中位と上位の間では格差は拡大していません。

これらは集約された指標に過ぎませんので、実際に年間収入がどのような分布になっているかというのを示したものが、このグラフ(図1)になっています。これは等価年間収入の分布ですが、200万円あたりが中位数になっています。太字で表されている1994年から99年、2004年というように徐々に低い方へ所得分布がシフトしているのがお分かりになります。やや高収入層の、等価収入で400万円あたりの分布はやや薄くなってきています。ただしこれは世帯主年齢をコントロールしていないので、25～34歳の世帯主に限って分布をみると、所得分布がより下方にシフトしているのが明確に観察されます。

次に資産分布の推移について取り上げる前に、参考までに、子どもがいる世

帯に限らず日本全体の資産格差の動向を見てみましょう。資産格差はバブル崩壊前後に最も拡大していましたが、バブル崩壊後は縮小してきています。とくに住宅・宅地資産という、いわゆる実物資産の格差縮小が顕著です。

一方、貯蓄現在高については格差はそれほど縮小しておらず、横ばいないし若干上昇というようになっています。

それでは0歳児、1歳児がいる世帯の資産格差をみてみましょう。まず、住宅・宅地資産を主な内容とする実物資産に着目してみると、中位数は1994年の127万円から1999年の114万円に下がり、2004年には124万円に戻っています。

高位の方を見ますと、異なる動きが見られます。1994年の90パーセントイル値は2000万円を超えていたのですが、2004年になると1700万円前後まで減少しています。一方、下位10パーセントイルは40万円から31万円へと若干の減少にとどまっています。上方の資産額が減少しているのに、資産格差自体は若干縮小してきています。しかし、ここで特に強調しておきたいのは、フローの所得についての格差はただかか2倍、3倍に過ぎないけれども、資産格差は所得格差と比べ物にならないくらい大きいということです。特に、下位10パーセントイルと上位90パーセントイルを比較してみると、非常に大きい差が存在します。つまり、出生時点における格差を考える際に、フローの所得格差だけに着目してはいけいではないかと思われるのです。

次に金融資産に関してはいくつか懸念される動向があります。まず90パーセントイルと50パーセントイルの格差が拡大してきていているということがあります。さらに、10パーセントイル値が低下しています。10パーセントイル値はマイナスイ値なのですが、マイナスイ幅がますます大きくなってきています。これはひとつには親のライフステージの影響があります。住宅ローンを組んで家を購入すると世帯の金融資産が大幅なマイナスイになるわけです。

ただし、もしも貯蓄を積み上げた世帯が、その貯蓄を使って実物資産である住宅や土地を購入しているということだけでしたら、それは資産ポートフォ

リオの組み替えに過ぎません。したがって、「金融資産あり・土地建物資産なし」のグループから「金融資産マイナス・土地建物資産あり」のところへと移動するのではないかと考えられるわけです。1994年と2004年で比較しますと、確かにそのような動きが見られます。いわゆる住宅ローンを組んで土地や建物を購入したと思われ世帯が増えているのです。

しかし、その一方で注目したいのは、「金融資産マイナス・土地建物資産なし」というグループに生まれている子ども割合が、この10年間に5.6%から8.3%へと若干ながら上昇していることです。上昇度合いとしてはそれほど顕著なものではありませんが、やはり経済状況の非常に悪いところに生まれている子どもが増えてきているということは懸念されます。

もうひとつ、金融資産がマイナスの世帯にいる子ども割合が、1994年には20%台であったものが、2004年には37%まで上昇しています。金融資産がマイナスでも、土地建物資産がある世帯なら経済状況が悪いとはいわがいはいえないかもしれませんが、しかしながら、土地建物資産が流動性に欠けることを考慮すると、突発的な経済面でのショックに対して、金融資産がマイナスの世帯は脆弱であるということもできます。そういう世帯に生まれる子どもも増加しているというのは、一つの懸念材料になります。

以上、所得と資産の関係を見ましたが、ここでもうひとつ確認しておきたいのは、所得と資産の関係がどれだけ強いのかということ です。つまり高所得の家に生まれている子どももほどより多くの資産を持っているのかどうかを検証したいということなのです。時間の関係上、結論だけご報告しますと1994年から2004年の期間については、所得と資産の関係はむしろ弱まっています。特に土地・建物資産といった実物資産と所得との関係は弱まっています。

これをどのように解釈すべきかということですが、一つの可能性としては、親のフローの所得の多寡よりもほかの要因が資産に影響しているということも考えられるかもしれません。

その半面金融資産に関しては、実物資産とは異なりフローの所得が多い世帯

ほど金融資産も高いという傾向が強まっています。逆にいえば、低所得世帯ほど金融資産も少ない傾向が強まっているということで、出生時における経済的資源の格差という意味で問題と思われまます。

それでは次に、子どもが生まれる家庭における、親の学歴格差は拡大しているのか縮小しているのかを検討します。親の学歴がなぜ重要かという点、人的資本論の立場からみれば、学歴はその人の稼働能力を規定する大きな要因だからです。親の学歴は、子どもにとって現時点でのフローの所得のみならず、生育過程における所得環境を決定する大きな要因と考えられます。したがって、その格差が拡大しているとなると、子どもが育っていく過程での経済状況の格差が拡大していく可能性が強いことを示唆します。さらに、親自身が家庭内でしつけや教育——これは学習面だけでなく文化面や情操面を含みますが——を行って子ども的人的資本を充実させていることを考慮する必要があります。一般的には、高学歴の親ほどそうした家庭内教育を行う際の生産性も高いと考えられますから、子どもにとっても、親の学歴はどのような質的人的資本投資をしてもらえるかを左右する要因となります。

ここでは結論だけ簡単に申します。まず、中位と上位の親の学歴格差は縮小しています。つまり、親の学歴を分布でみた場合に、中位の学歴をもつ親と、90パーセンタイルという、非常に高学歴な親との間の教育年数の差は縮小しています。しかし、中位と10パーセンタイルとの差というのはむしろ拡大してきています。そしてそれは父親・母親両方について観察されています。

まとめますと、全体の傾向としては、所得格差や資産格差は横ばいしないし縮小していません。その意味で、出生時における格差が明確に拡大しているといった傾向は観察されません。しかし、所得分布や資産分布に注目してみると、中位と上位の差は縮小している半面、中位と下位との差は拡大している。こうした状況が、金融資産や学歴といったさまざまな面で観察されるのがここ10年の傾向です。

したがって、少数ではあるものの、さまざまな悪条件が重複している家庭に

生まれている子どもに対して、どのようなセーフティ・ネットを整備するのかということが問われる時代になっていると考えられます。特に、資産面の重要な要因である住宅、あるいは教育を受ける機会といったものをどのように保障していくのが重要でです。以上、多少時間が伸びまして申し訳ありませんでしたが、私の報告とさせていただきます。

(おおいし・あきこ)

8章 女性の就労支援と児童福祉

野口 晴子

1 女性の就労支援と児童福祉における「新しい社会的リスク」という視座

合計特殊出生率が丙午の年を下回ることになった1989年の「1.57ショック」は、わが国における児童福祉政策が、障害児や貧児などの「要養護・保護」児童を対象とする単線型システムから、「全ての」児童とその「家族」¹⁾を対象とする少子化対策・次世代育成支援を分離する複線型システムへと大きく舵をきる契機となった(古川・田澤, 2008, p. 216)。また、1997年には児童福祉法に対する大幅な改正が1947年の成立以来50年ぶりに行われ、児童福祉の分野に「利用者主権」や「自立支援」といった新たな概念が持ち込まれた(庄司・松原・山縣, 2006, pp. 1-12)²⁾。合計特殊出生率が過去最低の1.28を記録する2005年まで4年連続で最低値を更新するなか、今世紀になってからの児童福祉政策にも、90年代におけるパラダイム転換の理念は引き継がれる。要養護児童を対象とする福祉分野では、問題のある児童、あるいは、問題のある親(家族)という児童を施設へ隔離する家族分離型から、予防的介入を強化し、家族や地域の養育能力の向上を支援することで家族の再統合と自立を図るというエンパワーメント型へという方向性がうたされた。他方、少子化対策・次世代育成支援の分野でも、「母親=女性」を対象とした育児休業制度や保育サービスの充実に重点を置く「仕事と育児の両立支援」から、そうした支援に加えて、「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードとする男女を問わない「働き方の改革」へ、という発想の転換がおこった(庄司・松原・山縣, 2006, pp. 13-34; 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議, 2007; 古川・田澤, 2008, p. 11)。こうした新たな方向性を目指し、政府は、「児童

虐待の防止等に関する法律」(2000年5月)、「少子化対策プラスワズワン——少子化対策の一層の充実に関する提案」(2002年9月)、「少子化対策基本法」(2003年7月)、「次世代育成支援対策推進法」(2003年7月)、「児童虐待の防止等に関する法律改正」(2007年6月)を相次いで成立させ、それに伴い児童福祉法も逐次的に改正されることとなった。

児童福祉におけるこうした一連の制度や政策の転換は、高度成長期以降の児童福祉と女性に対する就労支援をめぐるさまざまな議論の流れを反映しているという点で、重要な意味をもつ。第1に、新たな政策の方向性は、従来の社会保障制度が想定する性別役割分担を基盤とした(男性を一家の稼ぎ頭、女性を保育や介護など家庭内で必要とされる女性の無償提供者とする)近代的な「家族」ではなく、労働市場における女性の就労を前提とし、「エンパワメント」や「ワーク・ライフ・バランス」という概念が象徴するように、男女が協働して生活を営むという男女参画型の現代的な「家族」を想定しているという点である。児童福祉政策が想定するこうした家族像の変化は、無論、産業構造の脱工業化、女性の高学歴化や労働市場への大量参入、そして、婚姻率の大幅な減少と離婚率の増加などによる近代的な家族像のゆらぎを反映した結果である。しかし、他方において、こうした変化は、人口の少子・高齢化が深刻化するなか、若年層から高齢層への所得移転を基盤とする賦課方式の年金制度、医療保険や介護保険を今後支え維持することを目的に、女性や高齢者の就労を促進し、限られた人的資源を有効活用するための必然的な帰結であった。

したがって、第2に、こうした児童福祉への現代的なアプローチは、扶養する妻子をもつ男性被用者が、終身雇用や年功序列型賃金などいわゆる日本的雇用慣行からはずれた場合に直面する「古い社会的リスク」(たとえば、被用者「本人」とその「被扶養配偶者」および「被扶養家族」または「遺族」としての妻子を対象とした年金や医療保険など)にのみ対応するのではなく、社会的・経済的構造変化がもたらした「新しい社会的リスク」(Bonoli, 2006, pp. 5-8; 古川・田澤, 2008, p. 201)を見据えている。Bonoli (2006)の定義によれば、現代の家族が直面する「新しい社会的リスク」とは、①共働き家族における労働と家庭生活との非調和性、②家族構造のゆらぎによる1人親の増加、③子どもや高齢者に対する保育・介護サービスやアウトソーシングする必要性、

④脱工業化産業社会における低技術水準労働者に課された調節弁としての役割、さらには、グローバル化による非正規雇用の拡大や若年層の失業など雇用形態の不安定化、⑤「新しい社会的リスク」に対し不十分な社会保障そのもの、である。古川・田澤(2008, pp. 12-13)は、現代の児童福祉では、従来型の児童福祉システムが量的にも質的にも対応しきれなかったこうした「新しい社会的リスク」に対し、家族の経済的・社会的自立を目的として、「女性の労働市場への大量参入や母子・父子家族の増加、少子化対策の一層の推進、児童期の生活・発達のための確保などが、それぞれに矛盾なく目的を達成できる多様な選択肢」を模索し、二者択一の関係であった施設中心の児童福祉サービスと家族支援サービスをともに地域社会のなかで統合し実現することが目指されていると指摘する。こうして、女性への就労支援は、児童福祉に「新しい社会的リスク」という視座が備わったことにより、現代の児童福祉が果たすべき重要なミッションのひとつとして、再確認されたことになる。

本章の目的は、女性への就労支援とのかかわりにおいて児童福祉の現代的意義を論じ、その効果を検証することにある。次節では、戦後における児童福祉の歴史的变化を、女性労働および関連する制度との関連性を交えながら概観する。第3節では、現在の児童福祉制度について要約し、女性に対する就労支援の中核を担ってきた「仕事と育児の両立支援」と保育サービスの効果について、先行研究のレビューを行う。第4節では、女性の就労支援と児童福祉との二律背反性と投入すべき社会的資源の問題について言及し、女性就労支援と児童福祉政策との新たな関係性について議論を行い、結語を添える。

2 戦後における「児童福祉」の60年の歩み

——女性労働とのかかわりにおいて③

本節では、戦後における児童福祉の歴史的变化を、女性労働および関連する制度との関連性を交えながら概観する。図1、図2、および、図3はそれぞれ、児童福祉政策の流れと人口動態、同時代における世帯構造の変化、および、女性就労にかかわる制度的変遷と女性の就業者数、就業率、大学進学率の変化を要約したとめられたものである。図1から、児童福祉の歴史は大きく、①1945-1954年(昭和20年代)における「児童福祉」の基盤整備期、②1955-1984年

(昭和30-50年代)での「児童福祉」の骨格(児童福祉六法)の成立期。そして、③1985年以降(昭和60年代-平成)における「児童福祉」から「児童家庭福祉」への転換期と、3つの時期に区分される。図3では、戦後における景気循環に基づき、①1955-1973年(昭和30-40年代)高度経済成長期、②1973-1991年(昭和50-60年代-平成初期)安定成長期、③1991-2002年(平成3-14年)平成不況期・失われた10年、④2002-2007年(平成14-19年)いざなぎ景気と4つの時期に区分し、各時期に成立した女性労働に関する法律をまとめた。

(1) 「児童福祉」の基盤整備期

第2次世界大戦敗戦の年である1945年、焦土と化した日本には家族や生活基盤を失い、命さえもが危険に晒された子どもが若にあふれていた。政府は、そうした緊急の養護・保護を必要とする数多くの児童に喫緊に対応するため、児童保護対策を次々と打ち出した。この時期の児童福祉は、戦後の混乱期にあって悲惨な状況に置かれた子どもに対する緊急避難的救済措置という色彩が濃かったものの、1947年12月に成立し今日まで継続する「児童福祉法」の総則は、当時の厚生省児童局企画課長松崎芳伸氏の「子どもは歴史の希望」という言葉に象徴されるように、戦災孤児、浮浪児、養護児などの「特殊児童」を対象とする「児童保護」(welfare)から「全児童」を対象とする「児童福祉」(well-being)へと児童福祉の理念を大きく転換させ、新たな日本の次世代を担う子どもの健全育成を目指した当時の関係者の意気込みが感じられる条文となっている。

この時期には、1947-49年にかけて戦後の第1次ベビーブームが起こり、この3年間における出生数は毎年約270万人弱、合計特殊出生率は約4.40前後で推移したが、基盤整備期最後の年の1954年には出生数は約177万人、合計特殊出生率は2.48にまで急激に減少する(図1)。「厚生白書(昭和49年度版)」は、この第1次ベビーブームを、「第2次大戦直後の復員と引き揚げ、長期にわたる戦争の終結による解放感と戦争によって遅らされていた結婚ラッシュによる婚姻率の急増」による影響と分析している(図2)。また、世帯構造別の世帯数比率をみると、「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」

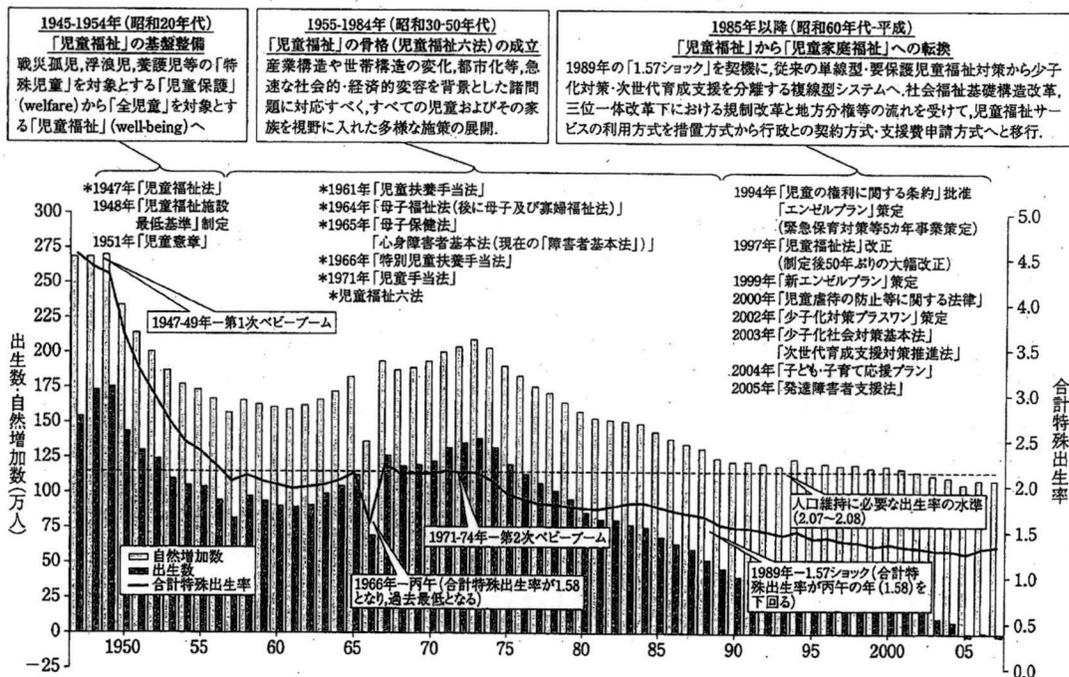


図1 第2次世界大戦以降におけるわが国の児童福祉政策の流れと人口動態の変化

注1: 児童福祉政策の流れについては、高橋重宏監修・児童福祉法制定60周年記念・全国子ども家庭福祉会議実行委員会編(2007)より、第1章(古澤英子)、第2章(網野武博)、第3章(柏女暁峰)、第10章(才村純)、資料編、および、古川孝順・田澤あけみ編(2008)より、第12章(古川孝順)を参考にして筆者が要約した。
 注2: 出生数、自然増加数、合計特殊出生率については、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課「人口動態統計」 同調査では1972年まで沖縄県を含まない。

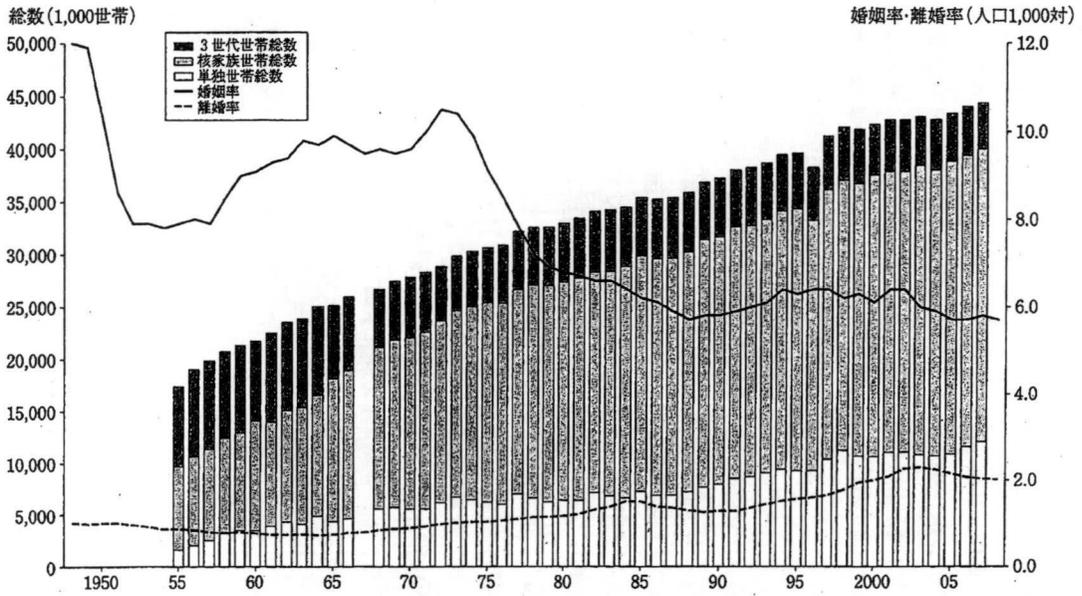


図2 第2次世界大戦以降におけるわが国の世帯構造の変化

注：婚姻率、離婚率については、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課「人口動態統計」。同調査では1972年まで沖縄県を含まない。世帯構造別世帯数については、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室「国民生活基礎調査」。ただし、世帯の年次推移に係る1985年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による推計値。1995年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除く。1954-1965年は、3世代世帯に単独世帯・核家族世帯以外のその他の世帯が一括されている。また1966年については、世帯総数および単独世帯のみが算出されていたため除外した。

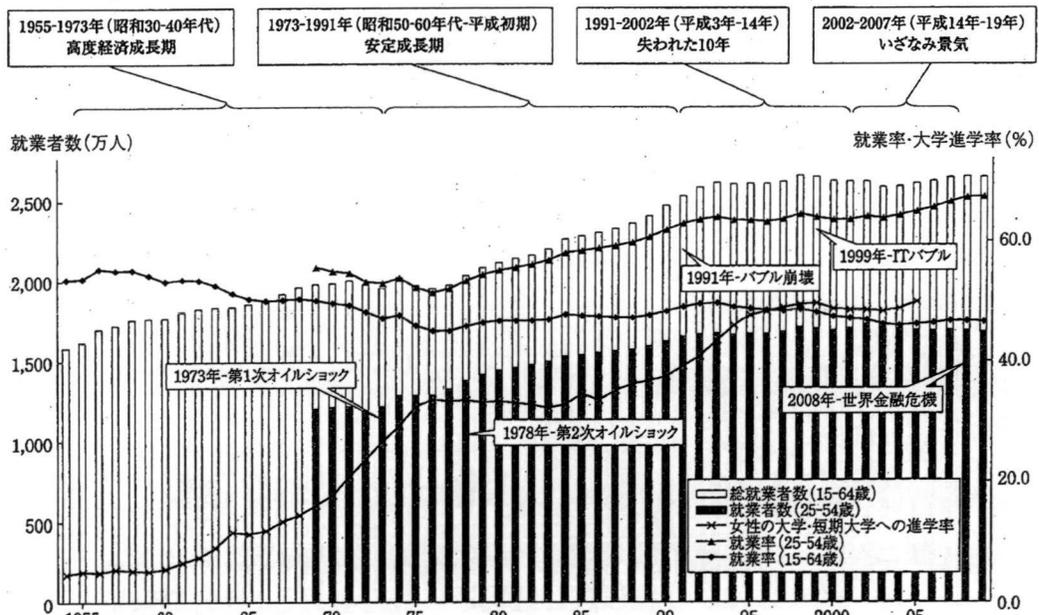


図3 女性就労にかかわる制度的変遷と女性の就業者数、就業率、大学進学率の変化

注：女性の就業者数および就業率については、総務省統計局「労働力調査」の長期時系列データを利用した。就業率は、(就業者÷15歳以上人口)×100。1967年以前の結果については時系列接続用に補正されておらず、また、1958年以前は14歳以上人口のため注意を要する。年齢別の就業者数及び就業率については、1967年以前のデータがないため、25-54歳の就業者数及び就業率については1968年以降のみ掲載した。大学・短期大学への進学率については、文部科学省生涯学習政策局調査企画課「文部科学統計要覧」。大学・短期大学進学率は、(大学学部・短期大学本科学者数(浪人も含む)÷3年前の中学卒業生数)。労働法の変遷については「戦後の主な労働法の変遷」(<http://business2.plala.or.jp/kensyoku/gakushuukai/sengoroudouhouhensen.htm>)を参照。

による推計値が入手可能な1954年についてみると、核家族世帯が約800万世帯で全体の46%、3世代世帯が約770万世帯で45%と拮抗しており、単身世帯は非常に少ない(図2)。

女性労働に関しては、図3に示すように、「児童福祉法」が成立した1947年4月に「労働基準法」が成立し、男女同一賃金の原則、女子労働者の坑内労働禁止、産前産後の有給休暇・育児時間・生理休暇などが規定された。また、労働基準法と前後して、労働関係調整法(1946年9月)と労働組合法(1949年6月)が成立し、いわゆる「労働三法」が定められた。1952年には朝鮮特需による労働需要の高まりを契機として、「労働基準法」が一部改正され、決算期などにおける女子の時間外労働の制限緩和や女子保護実施状況報告の廃止などが規定された。高度経済成長期に突入する前年の1954年に、女性の大学・短期大学への進学率は4.6%にすぎなかったが、就業者数(15-64歳)は約1,600万人、女性の労働人口の半数が就業していたことになる(図3)。したがって、この時期には、児童福祉と女性労働の双方にとって今日に至る制度や法律の土台が築かれたとはいえ、近代的な「家族」像はまだまだ堅固であり、現実には、「全児童」を対象とする「児童福祉」(well-being)や男女平等といった法律に示された理念とはほど遠く、児童福祉は戦後処理におわれ、女性による労働は市場において二義的な意味しかもちえなかった。

(2) 児童福祉の骨格(児童福祉六法)の成立期

「児童福祉」の骨格である児童福祉六法が成立した1955-1984年(昭和30-50年代)は、日本社会が高度経済成長期とそれに続く安定成長期を経験する時期に重なる。この時期には、産業構造や世帯構造が大きく変化しはじめ、人口が都市部に集中するなど、日本は急速な社会的・経済的変容に晒された。こうした変化に対応すべく、児童福祉制度は戦後の緊急避難的な救済措置を脱却し、「全児童」およびその家族を視野に入れた多様な施策を展開しはじめた(柏女, 2007, p. 31)⁶⁾。また、1980年以降女性の労働市場への参入が徐々に増えはじめると、多様な保育サービスに対する需要が高まり、乳児保育、延長・夜間保育、障害児保育などの施策が進められていく(柏女, 2007, p. 33)。この時期には、戦後の第1次ベビーブーム世代の結婚ラッシュにより、婚姻

率が10.0を超え、結果、1971-1974年に第2次ベビーブームが起こる。この4年間における毎年の出生数は200万人を上回り、丙午の年(1966年)一時的に1.58まで減少した合計特殊出生率は約2.15前後まで回復したが、以後出生率は今日に至るまで減少し続け、人口維持に必要な水準(2.07-2.08)を超えることはなかった。図2で特筆すべきは、同時期における世帯構造別の世帯数比率の変化である。都市化の影響を受けて、核家族世帯が1955年の860万世帯(45%)から1984年の2,260万世帯(61%)、単身世帯が204万世帯(11%)から724万世帯(25%)まで増加したのに対して、3世代世帯は832万世帯(44%)から556万世帯(15%)に大きく減少している。また、婚姻率がピーク時の10.5(1971年)から1984年には6.4まで減少したのに対して、離婚率(人口1,000対)は1955年の0.84から1984年には1.50と絶対数は少ないながらもほぼ倍増している。

図3をみると、高度経済成長期とそれに続く安定成長期には女性の急速な高学歴化が顕著である。大学および短期大学への進学率は、1955年の5%から1976年以降1980年代の前半は定常的に33%前後で推移するまでに至っている。高学歴に伴い教育時間が延びたことに、1973年の第1次オイルショックによる労働市場への影響もあって、15-64歳の就業者数と就業率は1973年前後で漸次的に減少する。しかし、年齢別の就業者数が人手可能になった1969年以降における25-54歳(つまり、大学卒業後の年齢層)の就業者数を見ると、1,203万人(1969年)から1984年には1,533万人まで継続的に増加しており、就業率についてもオイルショック前後で1969年(55.6%)から1976年(51.4%)にかけて一時減少傾向にあったものの、その後1984年には58%まで上昇する。こうして女性の労働市場への参入が進んだ背景には、先に述べた女性の高学歴化と、産業界における脱工業化、つまり、サービス産業を中心とする第3次産業の比率の高まりとともに、2度のオイルショックを経験した70年代以降顕著化した非正規雇用形態の活用がある。

したがって、この時期は近代的な家族関係の紐帯が少ずつ「ゆらぎ」はじめ、また、産業構造の脱工業化や労働市場の非正規化など、家族が「新しい社会的リスク」に徐々に向き合いはじめた時代であるといえる。こうした流れのなかで、1972年7月には後の「男女雇用機会均等法」の母体となる「勤労婦

人福祉法」が成立する。この法律では、基本的理念(第2条)として、女性は次世代育成に対する責任を担っており、したがって母性は尊重されるべきであること、しかしその一方で、勤労女性性は性別により差別されることなくその能力を有効に発揮できるような充実した職業生活を営むよう配慮されるべきであること、さらには、現代における「ワーク・ライフ・バランス」にも通ずる「職業生活と家庭生活との調和を図る」重要性が謳われている。この法律の成立時期は第2次ベビーブームの最中であり、少子化が顕在化していなかっただけを思えば、「母子福祉」という児童福祉の中核的概念と、労働市場における性別を超えた「機会均等」を統合、並列化し同等の価値を置いたという点で、今日の児童福祉に通ずる政策的含意が認められ、画期的であったといわざるをえない(奥津, 2003)。

(3) 児童福祉から児童家庭福祉への転換

1989年の「1.57ショック」を契機に、少子化対策・次世代育成支援を要保護児童福祉対策から分離する動きが拍車がかかり、また、「狭義の児童福祉概念を超え、子どもが生活し成長する基盤である家庭」そのものを支援の対象とする「児童家庭福祉」(あるいは、「子ども家庭福祉」という考え方が定着する(柏女, 2007, p.34)。

また、児童福祉に限らず、この時期の福祉政策における大きな特徴は、社会福祉基礎構造改革、および、三位一体改革が提唱した規制緩和と地方への権限委譲などの影響を受けている点である(庄司・松原・山縣, 2006, pp.71-87; 古川・田澤, 2008, pp.101-122)。1997年改正により保育サービスが、また、2000年改正により助産施設および母子生活支援施設が、措置方式から利用方式、つまり、行政との契約方式・支援費申請方式へと移行した。こうした背景には、古川・田澤(2008)が指摘するように、社会保障基礎構造改革における「自立」や「当事者参画」を前提とする「利用者民主主義」の理念、つまり、児童福祉サービスに対する利用者による自由な選択や意思決定の尊重がある。

この時期の日本社会は、少子・高齢化に加え、1991年のバブル崩壊にはじまる「失われた10年」と呼ばれる低成長長期にあり、将来にわたる社会保障財政の悪化が予想された。したがって、制度の持続可能性を考慮すれば、社会保障

における供給システムの効率化とサービスに対する利用者主権と引き換えの負担の増大は必然的な帰結であった。

1990年代以降は、少子化に対する多角的な理論・実証研究の蓄積が進むと同時に、政策策定の現場における議論が活発化し、さまざまな対策が打ち出される(阿藤, 2000)。1994年12月には文部・厚生・労働・建設の4大臣合意の下に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)。および、プランを具現化するための「緊急保育対策等5ヵ年事業」が策定された。「エンゼルプラン」では、「仕事と育児の両立支援」や「子育てに伴う経済的負担の軽減」などが重点施策とされ、策定以降、保育サービスの充実をはじめ、育児休業給付の実施(1995年)、週40時間労働制の実施(1997年)、また、改正児童福祉法による保育所入所方法の見直し(1998年)などの施策が逐次的に実現された。また、エンゼルプランは、1999年には、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意に基づき、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)に継承される(図1)。今世紀に入ってからの政策の方向性については、すでに第1節で述べた通りである。

他方、この時期、要保護児童福祉の面においても画期的な展開があった。1994年における「児童の権利に関する条約」の批准を契機に、児童福祉における子ども親が、「保護される存在としての子ども」から、「固有の人格主体、権利の主体としての子ども」へと転換し、子どもの能動的な権利保障が注目されはじめたことである(庄司・松原・山縣, 2006, p.45; 網野, 2007, pp.21-23)。そうした画期的な流れの中で、皮肉にも、児童相談所における児童虐待相談対応件数が、統計を取りはじめた1990年の1,101件から2006年には37,323件と約34倍に急増している(厚生労働省, 2007)。図2で、同時期の世帯構造の変化を見てみると、離婚率は継続的に増加し、1985年には1.39であったのが、今世紀に入って2.0を超え、2002年には2.3と過去最高を記録した。世帯構造別の世帯数比率では、1970年代後半から核家族世帯の比率が60%前後の水準で推移しているのに対し、3世代世帯は2006年に1割を割り込み、逆に、単身世帯は30%を超えるまでに増加した。離婚率の増加や3世代世帯比率の減少に伴う核家族の孤立は、近代的な家族関係の「ゆらぎ」が本

格的に顕在化してきた結果であり、今日、深刻な社会問題となっている子どもへの虐待や家族内での暴力は、家族や地域社会の養育能力が著しく衰えつつある証左であるといえるだろう。こうしたなか、2000年5月における「児童虐待の防止等に関する法律」が成立、さらに、2007年にはその改正が行われ、司法や市区町村による早期の予防的介入の強化、および、家庭的で小規模なケアへと社会的養護サービス提供システムが再編成されると同時に、家族や地域の養育能力の向上の支援にも力が注がれ、「自立」と「当事者参画」をキーワードとしたエンパワメント型の改革が行われた。

女性労働については、1985年4月に「男女雇用機会均等法」が成立し、募集・採用、配置・昇進の際、男女を均等に扱う努力義務が課され、教育訓練、福利厚生、定年・解雇については女性であることを理由とした差別が禁止されたが、当初はあくまでも事業主の「努力義務」規定にすぎなかった。しかし、その後1997年と2006年に改正され、男女双方に対して性別による差別的範囲の拡大、妊娠・出産などを理由とする解雇の無効と不利益な取り扱いの禁止、セクシャル・ハラスメント対策措置の義務化などが盛り込まれ、事業主に対する「罰則」規定が設けられた。また、1991年5月には「育児休業法」が成立した。この法律は、男女を問わず、労働者が、育児や介護に対する役割と責任を果たしつつ、雇用継続や再就職ができるように、事業主が実施しなければならない支援や措置を定めている(図3)。

この時期には、さらなる女性の高学歴化が進み、1990年代前半には4割の女性が、そして2005年には約半数の女性が大学または短期大学へ進学している。また、25-54歳の女性の就業率は1985年の58%から、90年代には約64%前後の横ばいで推移するが、日本が「失われた10年」から脱却した後2004年から再び上昇に転じ2008年には68%となっている。しかし、「1.57ショック」以降におけるこうした就業率の上昇を雇用形態別にみると(図4)、男女雇用機会均等法が改正された1997年頃から、正規雇用の比率が約58%から2008年の約50%へ減少したのに対して、非正規雇用の比率が約おおよそパート・アルバイト労働者)の比率は約42%から約50%と増加しており、2007年には非正規雇用の比率が正規雇用の比率を若干上回っていることがわかる。こうした女性労働の急速な非正規化の背景としては、同時期にお

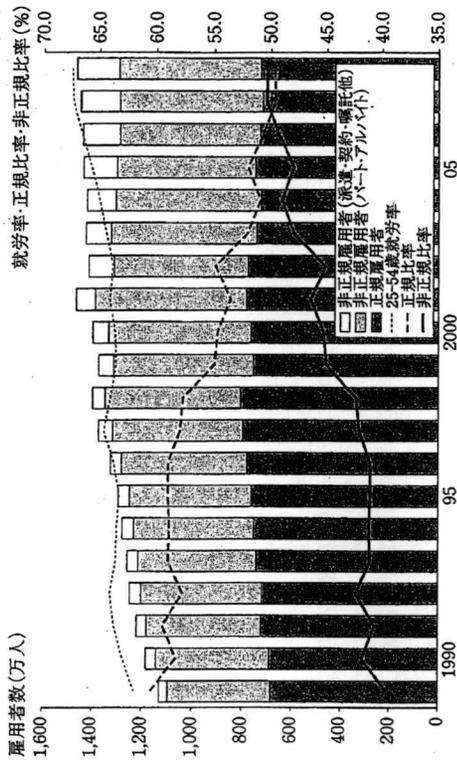


図4 「1.57ショック」以降における女性(25-54歳)の雇用形態別雇用者数、就労率、および、正規・非正規比率の推移

注: このグラフは総務省統計局による <http://www.stat.go.jp/data/longtime/zuhyo/f151.xls> に基づき、筆者が作成。当該資料での注意事項は次の通り、2001年以前は「労働力調査特別調査」2002年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、注意を要する。2001年2月以前の分類は、「嘱託・その他」(2000年8月および2001年2月)は「その他(嘱託など)」, 2001年8月から、分類を「契約社員、嘱託」と「その他」に分割した。

る長期間の景気低迷と「派遣社員法」(1985年7月)や「パートタイム労働法」(1993年6月)の成立および改正の影響があると考えられる。これらは、1970年代以降女性を中心に増え続けてきた非正規雇用の権利を法的に擁護すると同時に、他方で、労働市場における規制緩和を進ませ、不況期の企業にとって正規労働者よりも低コストで雇用できる非正規労働者を積極的に活用する契機となった。

今日、児童福祉をはじめとする社会保障分野全般において、「当事者参画」に基づく「自立支援」が強調され「利用者主権」という新たな概念が取り入れられた。したがって、現代の児童福祉においては経済支援よりもむしろ就労支援に力点が置かれ、とりわけ「母親=女性」への就労支援は重要な政策目的のひとつに掲げられている。労働市場では、職場における男女の「均等」が法制的には確立され、また、「男女参画基本法」(1999年6月)の成立を契機に、児童福祉政策でも「少子化対策プラスワン」少子化対策の一層の充実に関する

提案」など、男女を超えた「働き方の改革」が模索されはじめている（才村、2007, p. 117）⁷⁾。したがって、この時期の児童福祉における政策転換と労働市場に対する法制度改革の方向性は、戦後の児童福祉と女性就労をめぐりさまざまな議論を反映している点において画期的であり、また相互に整合的であったにもかかわらず、昨今のマクロ経済の悪化を背景とした女性労働の急速な非正規化や子どもへの虐待件数の急増が象徴するように、現代の家族が直面する「新しい社会的リスク」はそうした制度改革のスピードをはるかに凌駕する勢いで深刻化しつつあるのが現状である。

3 女性の就労に対する児童福祉の影響

(1) 児童福祉の現状と女性に対する就労支援の位置づけ

本節では、児童福祉の現状について要約し、その女性就労に対する効果について検証する。先に述べたように、現在の児童福祉は大きく2つの複線型システムによって支えられている。①「従来の要養護・保護児童を対象とした福祉政策」と②「全ての子どもを対象とした次世代育成支援型福祉政策」である。要養護・保護児童を対象とした福祉政策は、障害児への特別児童扶養手当や1人親世帯に対する児童扶養手当などの現金給付を除けば、措置方式による施設サービスの提供が中心で、財政的には負担金（義務経費）によって賄われている。他方、次世代育成支援型福祉政策は、児童手当などの現金給付と保護者の「働き方」に対する支援以外は、基本的には利用方式による在宅サービスまたは通所サービスが中心で、一般財源や補助金によって運営されている。このように提供されるサービスの類型や財源に違いはあるが、両者は決して個々別々に独立して存在するわけではない。①と②が重複している部分、すなわち、生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する全戸訪問事業（1997年）を開始した「母子保健」事業や、出産手当金や出産育児一時金などの「経済支援」をベースラインとして、さまざまな環境に置かれた多様な個性をもつ子どもを、それぞれの年齢において多角的かつ包括的に支援しようという理念の下、②を土台とした重層的な構造から成り立っていると考えられる。たとえば、双

方のベースラインである母子保健事業には、発達障害や虐待児などの社会的養護を必要とする児童が早期に発見されることが期待されているし、「働き方」⁸⁾「保育・放課後児童」および「地域子育て支援」の諸事業は、家族と地域の養育能力の向上に寄与すると考えられ、こうした支援は要養護であるか否かにかかわらずすべての児童にとって重要であるのはいうまでもない。

女性に対する就労支援という視点で現在の児童福祉システムを見直してみると、それが②「次世代育成支援型福祉政策」において中核的な役割を担っていることに気づくであろう。「働き方」においては、育児休業や産前産後休業に加え、各事業主に対して、短時間勤務、フレックスタイム、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除、託児施設の設定運営などのいずれかの措置の実施を義務付けている。ここでの主眼は、こうした「仕事と育児の両立支援」は母親と父親の双方を対象としており、男女の区別なく育児に参画することができるとする。「働き方の改革」が求められている点にある。また、保育サービスについては、認可保育所を中心に認可外保育施設や事業所内託児施設が提供する就学前児童に対する通所サービス、小学校低学年を対象とした放課後児童クラブなど就学後における放課後プラン、ファミリーサポートセンターや地域子育て支援拠点を通じて提供される在宅サービス、また、最近では利用者のニーズに合わせた幼保一元型の認定子ども園も設置されはじめており、保育サービスの量的充実と質的多様化が企図されている。次項では、わが国における定量的な先行研究が得た結果から、女性への就労支援として中核的役割を担っている「仕事と育児の両立支援」と保育サービスの効果を検討する。

(2) 「仕事と育児の両立支援」が女性の就労に与える効果について

表1は、育児休業制度を中心とする「仕事と育児の両立支援」が女性の就労に与える効果に関する主要な研究の概略を発表年順にまとめたものである。これらの研究は、効果を測定した施策が育児休業制度単独か複数の両立支援策かにより2つに大別できる。研究の数としては前者が圧倒的に多く、樋口・阿部（1992）、樋口（1994, 1996）、滋野・大日（1998）、樋口・阿部・Waldfoegel（1997）、森田・金子（1998）、駿河・張（2003）であり、多様な両立支援策について検討した研究は、富田（1994）、滋野・大日（2001）、清水谷・野口

表1 育児休業制度を中心とする「仕事と育児の両立支援」が女性の就労に与える効果に

著者(年)	データ	分析の対象
樋口・阿部 (1992)	『就業構造基本調査 (1987年)』(総務省統計局) ※	1979-1987年に常用雇用者として企業に就職した学校卒業後15年以下の男女 (男性 N=40,339; 女性: N=41,891)
高田 (1994)	『女性の雇用・労働の実態と課題に関するアンケート調査 (1993年)』	大阪府下の企業1,403社
樋口 (1994)	『就業構造基本調査 (1987年)』(総務省統計局) ※	正規就業経験がある25-29歳の女性 (全サンプル: N=24,138; 有配偶サンプル: N=16,190)
樋口 (1996)	『消費生活に関するパネル調査 (1993-1995年)』(家計経済研究所)	全国で層化2段階無作為抽出した1993年当時24-34歳の女性のうち、前年雇用就業していた有配偶女性 (N=300強)
樋口・阿部・Waldfoegel (1997)	『消費生活に関するパネル調査』(家計経済研究所)	全国で層化2段階無作為抽出した1993年当時24-34歳の女性のうち仕事をもつ有配偶者 (N=1,358)
滋野・大日 (1998)	『消費生活に関するパネル調査 (1993-1994年)』(家計経済研究所)	全国で層化2段階無作為抽出した1993年当時24-34歳の女性のうち、現在正規雇用者であった女性でパネル化可能なサンプル (N=401)
森田・金子 (1998)	『女性の就業意識と就業行動に関する調査 (1996年)』(日本労働研究機構)	首都圏30km圏、福島市・広島市に在住の20-40歳未満の女性のうち、現在正規雇用者として就労する女性 (出生児関数の推計ではN=101)
滋野・大日 (2001)	『女性の結婚・出産と就業に関する実態調査 (1997年)』(医療経済研究機構・「経済と社会保障に関する研究会」)、および『乳幼児の保育事業に関する実態調査 (1996年)』(旧厚生省・「社会保障の経済分析研究会」)	関西圏在住の無作為抽出した24-34歳の女性で、結婚の意思決定を行った時点で就業していたサンプル (有配偶者: N=265; 無配偶者: N=146)。および、第一子出産前にも就業していたサンプル (N=1,285)
駿河・張 (2003)	『消費生活におけるパネル調査 (1993-1997年)』(家計経済研究所)	全国で層化2段階無作為抽出した1993年当時24-34歳の女性のうち、仕事をもつ有配偶者 (N=1,358)
清水谷・野口 (2004)	『適正な保育費用単価とサービス内容に関するアンケート調査 (2002年)』(内閣府物価政策課)、『幼保一元化に関する意識調査 (2003年)』(同上)	都心から30km以内の市区町村で0-5歳児の未就学児をもつ世帯 (N=1,001; 保育所利用世帯: N=819; 非利用世帯: N=682)
川口 (2008)	『仕事と家庭の両立支援にかかわる調査 (2006年)』(労働政策研究・研修機構)	業種・規模別に層化無作為抽出した全国の社員数300人以上の企業。管理職員、および、一般社員 (企業: N=863; 管理職員: N=3,289; 一般社員: N=6,529)

注: ※は補足データとして、『賃金構造基本統計調査 (1987年)』(旧労働省) および『女子雇用管理基本調査 (1985年)』(旧労働省婦人局) 出所: 筆者作成。

関する主要な実証研究 (1992-2008年)

分析方法 (被説明変数)	育児支援策に正の効果あり
Survival 分析 (就業から離職までの期間)	産業別育児休業実施事業所割合
最小2乗法 (出産後における女性の就業継続割合)	育児休業制度、事業所内託児所、短時間勤務制度、半日単位の有給休暇制度、均等な女性の人材育成や女性役職者比率、育児休業制度の早期導入
Probit (同一企業における離職経験の有無)	育児休業実施事業所割合
Probit (同一企業定着率)	育児休業制度
Probit (同一勤務先での就業継続選択)	育児休業制度
Probit (出産後の継続就業)	育児休業制度
初職勤続年数のハザード関数、及び、賃金関数、出生児関数、勤続年数関数の同時決定モデル (2段階最小2乗法)	育児休業制度
Probit (同一勤務先での就業継続、および、第一子出産後の就業継続)	育児休業制度、勤務時間短縮制度
Bivariate Probit (出産関数と継続就業関数の同時決定モデル)	育児休業制度
Heckman 2段階推定法、最小2乗法、誘導型の Bivariate Probit Model (賃金関数、保育料関数、就業決定関数)	母親の勤務先での福利厚生制度の整備 (育児休業制度、フレックスタイトム制度、勤務時間短縮制度、企業内託児所)
順序 Probit (企業別典型的就業継続/退職パターン、および、個人の就業継続意欲)	利用実績のある制度、社員による認知度が高い制度、育児支援制度の周知徹底
	年)』(旧労働省婦人局)。

(2004)、川口 (2008) と少ない。いずれの研究においても、おおむね育児休業制度の存在が、女性の継続就業に対して有意に正の効果があるという一致した結論が導かれたが、唯一、川口 (2008) だけは、育児支援制度の有無自体は女性の勤続年数とは相関がなく、利用実績がある場合や社員による制度に対する認知度が高い場合に限り有意に正の相関があるという興味深い結果であった。同研究では、育児支援制度の周知徹底が個人の就業継続意欲に対して有意に正の効果があることがわかった。ただし、滋野・大日 (2001) の研究では、有配偶サンプルのみを対象とした分析に育児休業制度の有意な効果が認められず、企業によるコミットメント要素が強いことが原因であると分析している。また、富田 (1994) は、育児休業制度の導入時期が早い企業ほど女性の定着率が高いという結果を得ている。

育児休業制度以外の面立支援策の効果については、育児休業制度ほど一貫した結論は得られていないが、富田 (1994)、滋野・大日 (2001) (ただし、第1子出産後の就業継続について)、清水谷・野口 (2004) に共通して、短時間勤務制度は女性の就業継続に有意に正の効果をもつことが認められた。この他にも、富田 (1994) では、事業所内託児所と半日単位の有給休暇制度が、清水谷・野口 (2004) では、フレックスタイム制度と企業内託児所とが有意に就業継続を促進している。もっとも興味深いのは、富田 (1994) と川口 (2008) 双方によって得られた、企業における女性の均等な扱い (たとえば、富田 (1994) では均等な女性の人材育成や女性役職者比率、川口 (2008) では、社員による主観的および客観的均等評価) が女性の就業継続を促進するという結果である。とくに、川口 (2008) では、均等度評価に加えてワーク・ライフ・バランス (WLB) 評価の効果も分析しており、両評価が高い企業ほど、女性の退職時期が遅く、また、子育てを終えた40・50歳の女性については就業継続のインセンティブを高めるという結果が得られている。

(3) 保育サービスが女性の就業に与える効果について

表2は、保育サービスが女性の就業に与える効果に関する主要な研究の概略を発表年順にまとめたものである。これらの研究は、検証に用いたデータが都道府県別あるいは市区町村別の集計データか個票データであるかによって分け

ることができる。集計データを用いた研究では、Yamada, Yamada and Chaloupka (1987)、駒村 (1996)、医療経済研究機構 (1996)、永瀬 (1999)、2003)、前田 (2002) があり、個票データを用いた研究では、Nakamura and Ueda (1999)、滋野・大日 (1999; 2001)、森田 (2002)、滋野 (2003)、大石 (2003; 2005)、清水谷・野口 (2004) がある。集計データを用いた研究では、いずれも地域別の有配偶女性や乳幼児をもつ女性の就業率を被説明変数に、保育所の入所率 (もしくは、入園率) およびその他の地域属性を説明変数とする。回帰分析を行っており、保育所の入所率が女性の就業率に対して有意に正の効果があるという整合的な結論を得ている。そのなかで、永瀬 (1999, 2003) と前田 (2002) は当該地域における児童年齢別の保育所入所率を説明変数として、低年齢層の保育所入所率には正の効果があるが、3-5歳の入所率は負の効果もしくは有意性がなくと結論づけている。

個票ベースの分析についても同じく、各サンプルが居住する市区町村における保育所入所率および保育所定員率が女性の就業継続に有意に正の効果がある認められるという点ではおおむね一致している。多様な保育サービスの効果については、滋野・大日 (1999; 2001) と清水谷・野口 (2004) が分析を行っているが、早期保育、夜間保育、早期保育、延長保育、休日保育、障害児保育、一時保育、病後児保育、幼児教育の実施率については、負または有意性なしという結果であった⁸⁾。ここで、興味深いのは、滋野・大日 (1999; 2001) と大石 (2003; 2005) はそれぞれシミュレーションを行い、滋野・大日 (1999; 2001) では、保育所定員率の倍増が女性の就業率を10%増加させ、大石 (2003; 2005) では、保育所定員率を一律10%上げると就業率は2.7%、また、保育料が無料になると14%増加するのに対して、一律6万円にするならば14%減少するという結論を得ている点である。また、集計データを用いた分析では駒村 (1996) が、個票データを用いた分析では大石 (2003; 2005) と清水谷・野口 (2004) とが、保育サービスの需要に対する価格弾力性を推計しており、それぞれ、 -2.6 、 -0.63 、 -0.85 、 -0.2 で有意な結果であったが、駒村 (1996) では保育サービスの弾力的な財であったのに対して、大石 (2003; 2005) と清水谷・野口 (2004) は非弾力的な財となっている。

最後に、本節での問題提起は下記の2点である。過去数多くの先行研究によ

表2 保育サービスが女性の就労に与える効果に関する主要な実証研究 (1987-2004年)

著者(年)	データ	分析の対象
Yamada, Yamada, and Chaloupka (1987)	『国勢調査(1980)』(旧総務庁統計局)に基づく 都道府県別の集計データ	47 都道府県別集計データ
駒村(1996)	都道府県別の集計データ 『国勢調査(1990年)』(旧総務庁統計局), 『社会福祉施設調査(1992年)』(旧厚生省), 『就業構造基本調査(1992年)』(旧総務庁統計局), 『黄金センサス(1992年)』(旧労働省), 他	47 都道府県別集計データ
医療経済研究機構(1996)	都道府県別の集計データ(1977-1993年) 『国勢調査(1990年)』(旧総務庁統計局), 『社会福祉施設調査(1992年)』(旧厚生省), 『就業構造基本調査(1992年)』(旧総務庁統計局)	47 都道府県別集計データ
Nakamura and Ueda (1999)	『就業構造基本調査(1992年)』(総務省統計局), 『賃金構造基本統計調査(1992, 1998年)』(旧労働省)	2歳以下の子どもものいる出産前に常用雇用者であった既婚女性(N=7,933; 第一子出産サンプル:N=4,581; 第二子以降出産サンプル:N=3,392)
永瀬(1999; 2003)	『国勢調査(1995年)』(旧総務庁統計局)『乳幼児保育実態調査(1996年)』の市および特別区の集計データ	市町村別集計データ
滋野・大日(1999; 2001)	『国民生活基礎調査(1986, 1989, 1992, 1995年)』(旧厚生省), 『社会福祉行政政策業務報告(1986; 1989; 1992; 1995)』(旧厚生省)	乳幼児(6歳以下)を抱えている同居世帯(N=28,200)
前田(2002)	『全国子育てマップ(1998年)』(旧厚生省より恩賜財団母子教育会への委託調査), 『国勢調査(1995年)』(旧総務庁統計局), 『保育料調査(1996年)』(全国私立保育園連盟)	人口10万人以上の自治体203
森田(2002)	『女性の就労と子育てに関する調査(平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)「子育て支援政策の効果に関する研究」』(保育白書1998年度版)(保育研究所), 他	全国市区町村を対象として, 小学校入籍の子どもがいる母親で, 自宅業者と経営者を除いたサンプル(N=1,285)
永瀬・高山(2002)	『就業構造基本調査(1982, 1992年)』(旧総務庁統計局), 『乳幼児保育実態調査(1996年)』(社会保険経済分析研究会)	20-40歳の全女性(N=約62,000)
滋野(2003)	『人口動態社会経済面調査(出生)(1996年)』(旧厚生省), 『乳幼児子育て支援政策の効果に関する研究』(乳幼児の保育事業に関する実証調査(1996年))』(旧厚生省・「社会保障の経済分析研究会」)	出生順位によって層化し, それぞれから無作為抽出された生後半年-8ヶ月の子どものをもつ母親(N=7,832)
大石(2003; 2005)	『国民生活基礎調査(1998年)』(旧厚生省), 『保育白書(1997年)』(保育研究所)	就学前児童がいる世帯で父母が揃っている世帯(N=3,417)
清水谷・野口(2004)	『適正な保育費用単価とサービス内容に関するアンケート調査(2002年)』(内閣府物価政策課), 『幼保一元化に関する意識調査(2003年)』(同上)	東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県(都心から30km以内の市区町村を対象)の0-5歳児の未婚学児をもつ世帯(N=1,001; 保育所利用世帯:N=319; 非利用世帯:N=682)

出所: 筆者作成。

分析方法(被説明変数)	保育サービスに正の効果あり
Generalized Least Square分析(フルタイム就業者・パートタイム就業者・失業者の非就業人口に対する比率)	保育所入所率
最小2乗法(保育需要関数と労働供給関数との同時決定モデル)	保育所入所率
クロスセクション分析とマクロでの時系列分析(女性の就業率)	保育施設の量的・質的向上, 私立保育所に与える乳児保育実施率と長時間保育実施率
Multinomial logit(出産後の女子の就業継続)	1歳以下の保育所入所率
2段階最小2乗法(第1段階が20歳代有配偶比率, 第2段階が20歳代既婚女性労働力率)	低年齢保育園入園率
サンプル・セレクションが生じたうえでのProbit2段階推定法(第1段階が20歳代既婚女性労働力率)	保育所定員率
誘導型の2段階最小2乗法(有配偶の女性(30-34歳)の労働力率, および就業形態)	0-2歳児の保育所入園率
Probit, Multinomial logit(母親の就業の有無, および就業形態(正規・非正規・求職))	保育所定員率
Probit, Multinomial logit(母親の就業の有無, および就業形態(自営・正社員・パートアルバイト・家族従業員・派遣))	3-5歳児の保育所入園割合が有意に正, 0-2歳児の保育所入園率(正社員選択のみ), 保育園1歳児待機率(無職のみ)
第1段階で保育費用関数を最小2乗法により, 第2段階で就業確率関数, および育児休業取得確率関数をProbitによって推定	保育費用は有意に負
賃金関数, 保育料関数, 就業決定関数を, Heckman2段階推定法, 最小2乗法, 誘導型のBivariate Probit Modelにより同時推定する	保育所定員率 保育費用は有意に負
賃金関数, 保育料関数, 就業決定関数を, Heckman2段階推定法, 最小2乗法, 誘導型のBivariate Probit Modelにより同時推定する	保育費用は有意に負

って、わが国におけるM字型の女性雇用労働力率の要因、すなわち、20代後半から30代前半における女性の就労継続に対する主たる阻害要因⁹⁾は、結婚・出産による退職にあることが実証的に示されてきた(たとえば、先駆的研究として、大沢, 1994)。それに対して、本章で取り上げた先行研究では、女性への就労支援として中核的役割を担っている「仕事と育児の両立支援」と保育サービスが、結婚・出産期にある女性の継続就労を有意に促進するというおむね一致した知見が得られている。しかし、現実には、M字型の底が浅くなってきてつづつあるとはいえ完全には解消されていない。この点については、政策にこうした実証研究の結果が反映されておらず、政策そのものがいまだ不十分であるのか、あるいは、実証研究が捉えきれない何か他の要因があるのか、今一度検証してみる必要があるだろう。

第2に、現代の児童福祉は、要養護児童を対象とする福祉政策と次世代育成支援型政策からなる重層的な構造になっており、一概に「児童福祉」といっても、対象となる子どもや家族の属性は多様で、支援の仕方も現物給付から現金給付まで多岐にわたっている。しかし、児童福祉サービスの女性就労に対する効果分析という場合、個票データを用いた分析に関しては、家族構成、所得や資産、地域属性などの社会的・経済的属性について調整しているとはいえず、育児をかかえる母親や1人親に焦点をあてた定量分析は、筆者が知る限りほとんど存在しない¹⁰⁾。また、効果分析のほとんどが専ら職場の両立支援策や保育サービスに焦点を当てており、児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当などの現金給付が女性の就労に与える実証分析は、母子世帯に対する児童扶養手当の就労効果について分析を行った阿部・大石(2005)だけである。古川・田澤(2008, p. 216)が、日本の児童福祉は次世代育成支援を中心に展開されつつあり、そのなかに飲み込まれつつある、と危惧しているように、現代の児童福祉において、要養護児童とその家族を対象とする福祉政策と次世代育成支援型政策とは重要性を等しくするものであることを忘れてはならない。したがって、前者について客観的なデータを集積し、さまざま支援のあり方に対する定量的な検証を行うことが、今後の政策策定に資する結果となる。

4 女性の就労支援と児童福祉政策の新たな関係をめぐって

「児童福祉法は、制定以来、対症的に、あるいは他法改正の影響による改正を繰り返し、いまやつぎはぎだらけで満身創痍である」。これは、自身が日本における児童福祉の歩みに深く携わってきた柏女(2009, p. 12)による述懐の言葉である。たしかに、柏女が指摘するように、「児童福祉法」を中心とした児童福祉政策は、戦後の混乱期にはじまり、その時々の社会的・経済的要請に応じて力点や方向性を大きく転じながら、現在に至っている。しかし、児童福祉におけるこうした歴史的変遷は、現代の家族が加速度的に深刻化しつつある「新しい社会的リスク」に対抗するための必要不可欠な道筋であり、また、そうした葛藤を経て、「女性への就労支援」が児童福祉政策のなかにしっかりと位置づけられたように、現代の児童福祉が果たすべき重要なミッションを再認識する過程であったと考えることもできよう。

児童福祉政策と女性への就労支援の新たな関係を模索するにあたり、あらためて確認しておかなければならないことは、第1に、児童福祉をはじめとして、その他の社会保障制度や税制が女性の就労継続に対するインセンティブに与える効果は、フランスの場合もあればマイナスの場合もあり(堀江, 2001, p. 16)、具体的な政策の策定および実行にあたっては、第1節で紹介した古川・田澤(2008, pp. 12-13)の主張にあるような「矛盾なく目的を達成できる多様な選択肢」を提示することは決して容易なことではない、ということである。たとえば、前節で検証したように、数多くの先行研究が、仕事と育児の両立支援や保育施設の整備は女性の就労を促進すると結論づけているのに対して、欧米の研究では、児童手当や母子世帯に対する過度な児童扶養手当は、女性の就労に対して抑制効果をもつと考えられている(Hoynes, 1996; Montgomery and Navin, 2000; Apps and Rees, 2004, 他多数)¹¹⁾。児童福祉政策と女性への就労支援との関連性におけるこうした二律背反性は、戦後におけるベヴァリッジ型の「福祉国家」の存在が、パターナリズム(家父長主義)・モデルとして男女格差の再生産装置であるというフェミニズムからの批判にひとつの論拠を与えてきた(堀江, 2001; 林, 2008)。

とはいえ、第2に、「自立」や「当事者参加」といった児童福祉における現代的理念を、実際の政策のなかで生かしていくためには、個々の意思決定主体のインセンティブに基づく制度設計が不可欠である。社会保障財政が短・中期的に健全化することがきわめて難しい情勢下にある今日、各施策に対し個人がどの方向へどの程度動機づけられるのかを見極めなければ、制度設計そのものが非効率なものとなってしまいう危険性が高い。しかし、たとえば、保育サービスと児童扶養手当が女性の就労継続に対するインセンティブに与える効果が補完的であるのか、代替的であるのかといった、相互に密接に関連する児童福祉の政策効果を定量的に同時推定することは、統計学的に困難をきわめる¹²⁾。政策の有効性の検証にあたっては、岩本(2007)が提言しているように、特区などを対象とした社会実験を実施することが本来理想的ではあるが、特に、実験対象がまだ幼い「子ども」である場合には家族や地域住民に理解とコンセンサスを得るのはおそろしく難しいだろう。したがって、もっとも実現性の高い有効な方法は、「自然実験」と呼ばれ、実際に導入された制度について、導入前後で同一の意思決定主体による行動がどのように変化したか、または、変化しなかったのかを観察することであり、そこから得られた結果自体が、客観的な政策評価と同時に、将来の政策策定のための科学的エビデンスという二重の意味をもつ。

最後に、児童福祉、ならびに、家族政策に対する社会的な資源配分問題に触れておきたい。Bonoli(2006)は「新たな社会的リスク」のひとつとして、「新しい社会的リスク」に対する不十分な社会保障そのものをあげているが、この定義は、「新しい社会的リスク」に社会が対処するために、社会保障に振り向けることのできるヒト、モノ、カネ、つまり、「社会的資源」の不足、あるいは、より辛辣に、「新しい社会的リスク」に対する過少な資源配分、と読み替えることも可能である。

わが国における社会保障給付費は1961年に国民年金および国民健康保険制度が施行されて以来、急速な勢いで上昇した。1970年代後半までは医療給付費の全体に占める比率が高かったが、1980年代に入ってから年金給付費の比率が医療を上回る。2006年現在では、医療給付費が約28兆円(31.5%)、年金給付費が47.3兆円(53.1%)、福祉関連の給付費が約13.7兆円(15.4%)と、

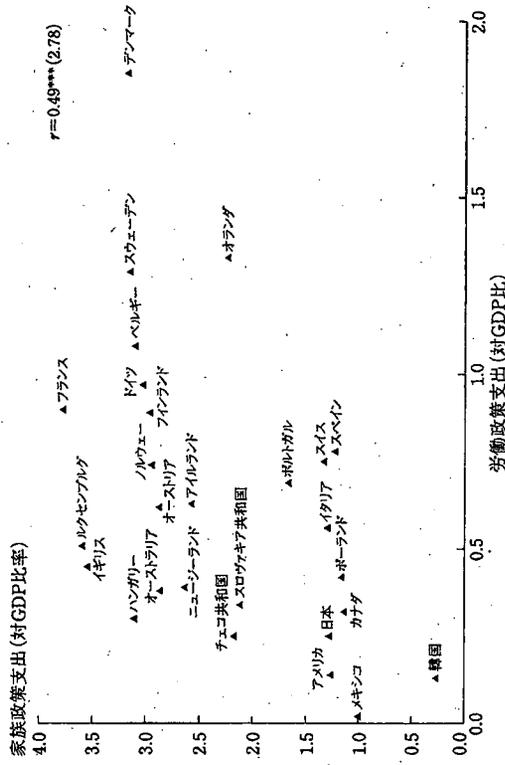


図5 OECD 諸国における家族政策および労働政策に対する支出(対GDP比率)との相関(2005年)

注：このグラフはOECD Factbook 2008: Economic, Environmental and Social Statistics 2008に基づき筆者が作成。基本的には2005年のデータであるが、国によって1-2年異なる場合もある。

年金給付に社会保障給付費の半分以上を費やしており、当然の帰結として、昨今では、高齢者関係給付費が約60兆円(約70%)前後で推移している。他方、児童・家族関係給付費は、1975年の約1,800億円から2006年には約1.4兆円と名目上は順調に増加しているかにも見えるが、社会保障全体に占める比率をみると、当初5.6%だった比率は、少子化が進展するなか、80年代前半には4%、そして、「1.57ショック」を経て90年代を通じてさらに3%台とむしろ減少し、少子化対策・次世代育成支援政策が本格化した今世紀になって4%台をようやく回復した(国立社会保障・人口問題研究所, 2008)。

したがって、社会保障の財政状況を云々する以前に、社会保障給付費全体の比率からみても、また、高齢者関係給付費との対比においても、わが国における児童・家族関係給付費はあまりにも過少であり、高齢者に対する政策に比較して、児童福祉政策や家族政策に対する資源配分が極端に歪んでいるといわざるをえない。また、国際的にみても、児童・家族分野が社会保障に占める割合はイギリスが約14%、スウェーデンが約11%、フランスが約10%、ドイツが

約7%で、日本の4%は、同じく少子化が深刻なイタリアと、移民政策により実質的には少子化問題が顕在化していないアメリカとならんで、OECD諸国のなかでもっとも低い水準である。図5は、OECD諸国における、家族政策と労働政策に対する支出（対GDP比率）の相関を示している。この図から明らかのように、両者には有意に強い正の相関が認められる（相関係数=0.49）。興味深いのは、家族・労働面政策のGDPに対する支出比率が高い国（たとえば、デンマーク、スウェーデン、フランス）が、昨今少子化を克服した（あるいは、克服しつつある）国であり、逆に、双方が低い比率の国（日本、韓国、イタリア、スペイン）では少子化がますます深刻化しているという点である。

5 結 語

わが国における児童福祉制度と女性への就労支援は、少子化の急速な進展を契機に、さまざまな歴史的議論を経て、現代の家族が直面する「新しい社会的リスク」に対し、家族や地域の「エンパワーメント」、あるいは、性別を超えた「ワーク・ライフ・バランス」といった現代的な理念を取り込みながら、現在に至った。しかし、児童福祉にかかわる政策に対し、過去に投入された資源はあまりにも過少であり、日本社会におけるこうした資源配分の歪みをいかに是正するか、また、資源配分を変更するための国民のコンセンサスの形成が今後の大きな課題となる。各施策に対する社会的資源の投入にあたっては、個々の意思決定主体のインセンティブを実証的に検証したうえで、効率的な制度設計を行うこと、さらに、児童福祉・家族政策と労働政策の双方に対してバランスよく投下することが喫緊の課題であろう。

- 1) 「1.57ショック」以降の少子化対策・次世代育成支援が対象とするのは、将来子どもを産む可能性のある夫婦や未婚の単身者を含めた「家族」と、解釈を拡大することもできる。
- 2) 児童福祉法は、1947年の成立以来、今日に至るまで75次にわたる改正が行われているが（児童福祉法研究会監修、2007）、なかでも1997年の改正は児童福祉のパラダイム転換となる大幅な改正であった。改正は、主として保育施設と要保護児

童施設を対象としていた。保育サービスでは、従来の市区町村による「措置方式」から、利用者が希望する保育所を選択できる「利用方式」に移行し、保育における「利用者主権」が法的に位置づけられた。また、要保護児童施設に関しては、「保護」から「自立」を支援するという視点が取り入れられ、名称が「養護施設」から「児童養護施設」へ、「教護院」から「児童自立支援施設」に改名された。

- 3) 本節は、網野（2007）「児童福祉法60年の歩み」、柏女（2007）「戦後子ども家庭福祉制度の変遷」、および、吉澤（2007）「子ども家庭福祉の60年をふりかえって」（いずれも、高橋重宏監修・児童福祉法制定60周年記念・全国子ども家庭福祉会議実行委員会編（2007））に多くを依拠している。
- 4) 「戦災孤児等保護対策要綱」（1945年9月）、「生活困窮者緊急生活養護要綱」（1945年12月）、「戦災引き揚げ孤児養護要綱」（1945年12月）、「浮浪児その他児童保護等の応急措置実施に関する件」（1946年4月）、「主要地方浮浪児等保護要綱」（1947年9月）等。
- 5) しかしながら、網野（2007, pp. 21-23）は、児童福祉法や児童憲章における児童はあくまでも養護・保護の対象であって、そこに定められている権利保障の原理は受動的権利保障の域を出ない旨を指摘する。児童の能動的権利が認識され児童福祉政策において明確化されるのは、国際連合が1989年に採択した「児童の権利に関する条約」をわが国が批准した1994年以降であると述べている。
- 6) 児童福祉六法とは、「児童福祉法」をはじめとして、母子世帯を対象とした「児童扶養手当法」（1961年11月）、同じく母子家庭や寡婦に対し、生活の安定と向上のために必要な措置を講ずることを目的とした「母子福祉法（後に母子及び寡婦福祉法）」（1964年7月）、母性ならびに乳児と幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とした「母子保健法」（1965年8月）、心身に障害をもつ児童がいる家庭を対象とする「特別児童扶養手当法」（1966年5月）、そして、児童を保護・養育する保護者を対象とした「児童手当法」（1971年5月）である（図1）。
- 7) 才村（2007）「地方自治体が子ども家庭福祉において果たしてきた役割」（高橋重宏監修・児童福祉法制定60周年記念・全国子ども家庭福祉会議実行委員会編、2007）。
- 8) 前項における両立支援策の場合も同様であるが、多様な施策やサービスは相互に強い相関関係が存在するため、回帰式に説明変数として同時に投入する場合は多重共線性の問題が発生し、結果にバイアスがかかる可能性が高いため、その解釈には注意を要する。
- 9) 「平成20年版 働く女性の実情」（厚生労働省、2009）によれば、2008年の女性の労働力人口は前年より1万人減少し、2,762万人で5年ぶりの減少となり、労働力率も5年ぶりに低下し48.4%となった（前年差0.1%ポイント低下）。女性の年齢階級別の労働力率は、これまでと同じく、25-29歳（76.1%）と45-49歳（75.5%）を左右のピークとするM字型カーブを描いている。他方、M字型の底は1979年に25-29歳から30-34歳に移動して以来定常的に30-34歳となっていたが、2008年において初めて初めて35-39歳となり、底値が2007年の64.0%から0.9%ポイント上

昇し64.9%となった。

10) 障害児をもつ母親の就労支援については、筆者が知る限り、上村・高橋・日高・原田(1999, 2000)がある。本研究では、1998年10-11月にかけて、神奈川県内にある養護学校4校に通学する児童の母親を対象にして、対象者の属性、就労の有無、就労中の母親については、就労のメリットとデメリット、必要としているサポート、就労についての自由意見など詳細にわたるアンケート調査を実施している。また、1人親世帯についての研究では、日本労働研究機構(2003)「母子世帯の母への就業支援に関する研究」がある。本研究では、2001年1-2月にかけて、全国の60歳未満の母親と20歳未満の子どものみで構成されている5,000世帯を住民基本台帳から無作為抽出し、母子世帯の生活、就業の実態および意識について、「母子世帯の母への就労支援に関する調査」を実施した。

11) ただし、阿部・大石(2005)では、児童扶養手当の母親に対する就労抑制効果を棄却している。彼らは、『国民生活基礎調査(1995, 1998, 2001年)』を用い、1997年における制度変更(全額支給については据え置き、一部支給の所得限度額を大幅引き下げた)を自然実験として実証分析を行った結果、児童扶養手当と母親の就労とはむしろ補完関係にあり、稼働収入に対する効果に有意性は認められないとしている。さらに、母親の就労確率は、失業率等から影響を受ける傾向があるため、マクロの雇用情勢を考慮しない支給条件や支給期間の厳格化や支給額の減額はかえって母子世帯の経済的自立を阻害する、と結論づけている。

12) 注6)を参照。

文献

- 阿部彰・大石亜紀子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会。
- 網野武博(2007)「児童福祉法60年の歩み」高橋重宏監修・児童福祉法制定60周年記念・全国子ども家庭福祉会議実行委員会編『日本の子ども家庭福祉——児童福祉法制定60年の歩み』第1部-2, 明石書店。
- Apps, P. and R. Rees (2004) "Fertility, Taxation and Family Policy," *Scandinavian Journal of Economics*, 106 (4).
- 阿藤誠(2000)『現代人口学——少子高齢化の基礎知識』日本評論社。
- Bonoli, G. (2006) "New Social Risks and the Politics of Post-Industrial Social Policies," Armingeon, K. and G. Bonoli (eds.), *The Politics of Post-Industrial Welfare States: Adapting Post-War Social Policies to New Social Risks*, Taylor and Francis Group.
- 林彦康(2008)「児童福祉における家族支援」古川孝順・田澤あけみ編『現代の児童福祉』第4章, 有斐閣。
- 樋口美雄(1994)「育児休業制度の実証分析」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会。
- 樋口美雄(1996)「就業移動分析——勤労的要因との関連」家計経済研究所編『消費

生活に関するパネル調査(第3年度)』。

樋口美雄・阿部正浩(1992)「労働時間制度と従業員の企業定着率」『経済研究』43(3)。

樋口美雄・阿部正浩・J. Waldfogel(1997)「家族政策及び労働政策が出生率及び人口に及ぼす影響に関する研究 その1:日米英における育児休業・出産休業制度と女性就業」『人口問題研究』53(4)。

Hoynes, H. W. (1996) "Welfare Transfers in Two-Parent Families: Labor Support and Welfare Participation Under AFDC-UP," *Econometrica*, 64 (2).

堀江孝司(2001)「福祉国家類型論と女性の就労」『大原社会問題研究所雑誌』509。

古川孝順・田澤あけみ編(2008)『現代の児童福祉』有斐閣。

医療経済研究機構(1996)「福祉充実の経済的効果に関する研究報告書」。

岩本康志(2007)「政策立案へ社会実証活用」『日本経済新聞』2007/10/1朝刊(経済教室)。

児童福祉法規研究会監修(2007)『児童福祉六法(平成21年版)』。

柏女靈峰(2007)「戦後子ども家庭福祉制度の変遷」高橋重宏監修・児童福祉法制定60周年記念・全国子ども家庭福祉会議実行委員会編『日本の子ども家庭福祉——児童福祉法制定60年の歩み』第1部-3, 明石書店。

柏女靈峰(2009)「選歴・児童福祉法は込んでいる?」『月刊児童福祉——特集:児童福祉法改正』社会福祉法人・福利厚生センター。

川口章(2008)「男女が働きやすい職場とは——均等化施策とワーク・ライフ・バランス施策が賃金と就業継続意欲に及ぼす影響」同著『ジェンダー-経済格差——なぜ格差は生まれるのか, 克服の手がかりはどこにあるのか』勁草書房。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(2007)「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議各分科会における「議論の整理」及びこれを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的考え方」について(中間報告)』。http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/th.pdf

国立社会保障・人口問題研究所(2002)『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)について』。http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syoushika/1022-1.html

国立社会保障・人口問題研究所(2008)『平成18年度社会保障給付費』。http://www.ipss.go.jp/

駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」『季刊社会保障研究』32(2)。

厚生省(1974)『厚生白書(昭和49年度版)』。http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpd-ocs/tpaz197401/b00006.html

厚生労働省(2007)「平成18年度児童相談所における児童虐待相談対応件数等」『平成18年度社会保障行政報告書(福祉行政報告例)』。http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv16/index.html

厚生労働省(2009)「平成20年版働く女性の実情」。http://www.mhlw.go.jp/hou-

dou/2009/09/dl/h0326-1a.pdf